

人財育成に使える補助金あります

研修受講
最大3万5千円

資格・免許取得
最大3万5千円

研修開催
最大30万円



令和6年度大村市中小企業者等人材育成支援事業補助金

市内中小企業者などの人材育成を支援するため、研修を受講する際の費用等の一部を助成します。
本補助金は、年度途中であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

対象者 次のいずれかに該当し、市税に滞納が無い者

- 市内に本店を有する法人又は個人事業主（中小企業基本法に規定される中小企業者）
- 市内に主たる事務所を有する農事組合法人、中小企業団体又は商店街振興組合

対象事業 事業主を含めた従業員の人材育成に係る次のいずれかの取組

- 中小企業大学校や民間事業者等が開催する人材育成研修の受講（オンライン、通信講座等も可）
 - 自社の業務を行う上で必要な資格、免許等の受験（普通自動車免許を除く）
 - 中小企業者が単独又は合同で行う人材育成研修の開催（オンライン開催含む）
- ※本補助金と同種の補助を受けていない又は受ける予定がない取組に限る。

対象経費 各対象事業により、次のとおり（消費税及び地方消費税を除く）

- 人材育成研修の受講 …… 受講料、教材費、交通費及び宿泊料
- 資格・免許等の受験 …… 受験料、交通費及び宿泊料
- 人材育成研修の開催 …… 講師謝礼・旅費宿泊費、会場借上料、通信運搬費など

補助額 各対象事業により、【補助率2分の1以内】で次のとおり

- 人材育成研修の受講 1人当たり上限35,000円、下限5,000円
 - 資格・免許等の受験 1人当たり上限35,000円、下限5,000円
 - 人材育成研修の開催 単独開催：1開催あたり最大150,000円
合同開催：1開催あたり最大300,000円
- （年度内3人分まで）
（年度内1回限り）

補助金申請から交付までの流れ

- 1 [事業者] 申請（補助事業開始前のみ）
- 2 [大村市] 申請内容を審査し、交付決定
- 3 [事業者] 補助事業実施
- 4 [事業者] 事業終了後、期限内に実績報告
(20日以内または年度末3/31いずれかの早い日)
- 5 [大村市] 実績報告を確認し、交付確定
- 6 [事業者] 市に対して補助金を請求
- 7 [大村市] 指定口座に補助金振込み

申請書類等

- 【研修受講、資格・免許取得】
- ・申請書 [様式第1号]
 - ・受講する研修又は受験する資格等の内容が分かる書類
 - ・対象経費の金額が分かる書類（見積書等）の写し
 - ・補助対象者であることが分かる書類
- 【研修開催】
- ・申請書 [様式第2号]
 - ・事業計画書
 - ・収支予算書
 - ・対象経費の金額が分かる書類（見積書等）の写し
 - ・補助対象者であることが分かる書類

大村市 商工振興課 産業振興グループ

〒856-8686 大村市玖島1丁目25番地 ☎0957-53-4111（内線249）